２　両側　47,550点
Ｊ０７６　顔面多発骨折観血的手術　39,700点
Ｊ０７７　顎関節脱臼非観血的整復術　410点
Ｊ０７８　顎関節脱臼観血的手術　26,210点
Ｊ０７９　顎関節形成術　40,870点
Ｊ０８０　顎関節授動術
１　徒手的授動術
イ　パンピングを併用した場合　990点
ロ　関節腔洗浄療法を併用した場合　2,400点
２　顎関節鏡下授動術　10,520点
３　開放授動術　25,100点
Ｊ０８１　顎関節円板整位術
１　顎関節鏡下円板整位術　22,100点
２　開放円板整位術　27,300点
Ｊ０８２　歯科インプラント摘出術（１個につき）
１　人工歯根タイプ　460点
２　ブレードタイプ　1,250点
３　骨膜下インプラント　1,700点
注　骨の開さくを行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ０８３　顎骨インプラント摘出術
１　２分の１顎未満の範囲のもの　2,040点
２　２分の１顎以上の範囲のもの　6,270点
Ｊ０８４　創傷処理
１　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,250点
２　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,680点
３　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
イ　頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。）　8,600点
ロ　その他のもの　2,400点
４　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　470点
５　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　850点
６　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,320点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を所定点数に加算する。
Ｊ０８４－２　小児創傷処理（６歳未満）
１　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,250点
２　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　1,400点
３　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　2,220点
４　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　3,430点
５　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）　450点
６　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　500点
７　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点
８　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,740点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を所定点数に加算する。
Ｊ０８５　デブリードマン
１　100平方センチメートル未満　1,020点
２　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　3,580点
注１　当初の１回に限り算定する。
２　骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。
Ｊ０８６　上顎洞開窓術　1,300点
Ｊ０８６－２　内視鏡下上顎洞開窓術　3,600点
Ｊ０８７　上顎洞根治手術　7,990点
Ｊ０８７－２　上顎洞炎術後後出血止血法　6,660点
Ｊ０８８　リンパ節摘出術
１　長径３センチメートル未満　1,200点
２　長径３センチメートル以上　2,880点
Ｊ０８９　分層植皮術
１　25平方センチメートル未満　3,520点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
４　200平方センチメートル以上　25,820点
Ｊ０８９－２　全層植皮術
１　25平方センチメートル未満　10,000点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　28,210点
４　200平方センチメートル以上　40,290点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。
Ｊ０９０　皮膚移植術（生体・培養）　6,110点
注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
２　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
Ｊ０９０－２　皮膚移植術（死体）
１　200平方センチメートル未満　8,000点
２　200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　16,000点
３　500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満　32,000点
４　1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　80,000点
Ｊ０９１　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
１　25平方センチメートル未満　4,510点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　13,720点
３　100平方センチメートル以上　22,310点
Ｊ０９２　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術　41,120点